

第3部 シンポジウム

今後の福祉人材の養成課題を考える

— 子ども家庭福祉の課題を中心に —

〈オンライン開催〉

シンポジスト

日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長

しらすわ まさかず
白澤 政和氏

【経歴】

国際医療福祉大学大学院教授、大阪市立大学名誉教授、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長

■学会・社会的活動

日本ケアマネジメント学会 理事長、日本老年社会科学会 理事、日本介護福祉学会 理事、厚生労働省社会保
障審議会福祉部会 専門委員

■受賞歴

1993年10月 第7回吉村仁賞受賞(『ケースマネジメントの理論と実際』中央法規出版により)
1994年 5月 第3回福武直賞受賞(『ケースマネジメントの理論と実際』中央法規出版により)
2018年 5月 平成30年度日本認知症ケア学会・読売認知症ケア賞(功労賞)
2018年10月 三井住友海上福祉財団賞受賞(『ケアマネジメントの本質』中央法規出版により)

日本社会福祉士会会長
にしじま よしひさ

西島 善久氏

【経歴】

1984年 3月 佛教大学社会学部社会福祉学科卒業
1987年 3月 社会福祉法人玉美福祉会入職 老人福祉施設の生活相談員・施設長を経て
2016年 3月 法人理事長に就任(現在に至る)
2017年 6月 公益社団法人日本社会福祉士会 会長就任

■社会活動

社会保障審議会福祉部会 委員、東大阪市社会福祉審議会 委員 他

福祉系大学経営者協議会会長
(日本福祉大学 理事長)

まるやま さとる
丸山 悟氏

【経歴】

1978年早稲田大学法学部卒業。1979年学校法人法音寺学園(現・学校法人日本福祉大学)職員に採用。学
園企画部長(1997年4月)、企画・事業局長(2001年4月)を経て 2007年4月より企画局長(2013年3月ま
で)。2009年4月より総合企画室長(2013年3月まで)、学校法人日本福祉大学理事(現在に至る)。2013年
4月より理事長。
日本私立大学協会 理事、福祉系大学経営者協議会 会長、日本ソフトボール連盟 副会長、東海地区大学ソフ
トボール連盟 会長

関西大学人間健康学部 教授
やまがた ふみはる

山縣 文治氏

【経歴】

■学歴

1974年 大阪市立大学家政学部入学
1982年 大阪市立大学大学院後期博士課程中退
1982年 大阪市立大学大学院生活科学部助手
2012年 関西大学教授

■社会活動

厚生労働省社会保障審議会社会的養育専門員会(委員長)
厚生労働省社会保障審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門員会(委員長)

コーディネーター

福祉系大学経営者協議会顧問
(ルーテル学院大学 学術顧問)

いちかわ かずひろ
市川 一宏氏

【経歴】

1983年、現大学の前身である日本ルーテル神学大学に専任講師として着任し、2002年より2014年、2018・
2019年の学長を経て現在に至る。2011年10月(機構設立時)より 2018年6月まで認定社会福祉士認証・認
定機構理事。また日本社会福祉士養成校協会副会長、日本ソーシャルワーカー教育学校連盟顧問を歴任。
著書には、2014年6月『「おめでとう」で始まり「ありがとう」で終わる人生～福祉とキリスト教』教文館、2009
年5月『知の福祉力』人間と歴史社、2019年4月編著『人生 100年時代の地域ケアシステム～三鷹市の地域
ケア実践の検証を通して』等がある。
国・都県・区市の計画策定、全国社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会等の委員会の責任を担っている。

第3部 シンポジウム

今後の福祉人材の養成課題を考える

－ 子ども家庭福祉の課題を中心に－

市川： コロナの影響で孤立や貧困、虐待等の問題が深刻化し、とりわけ児童虐待により大切な子どもの命が失われる事件が多発しています。その中で、ソーシャルワーカーの使命・役割や、専門知識と技術を備えたソーシャルワーカーの養成のあり方が問われています。

本日のシンポジウムでは、子どもに関する省庁の創設や子ども家庭福祉分野の専門職の人材配置と資格のあり方の議論が進められている今、私たちは何をすべきかを考え、教育機関、専門職団体の互いの理解と協働した取り組みを目指したいと思います。

では、白澤会長からご意見ををお願いします。

1

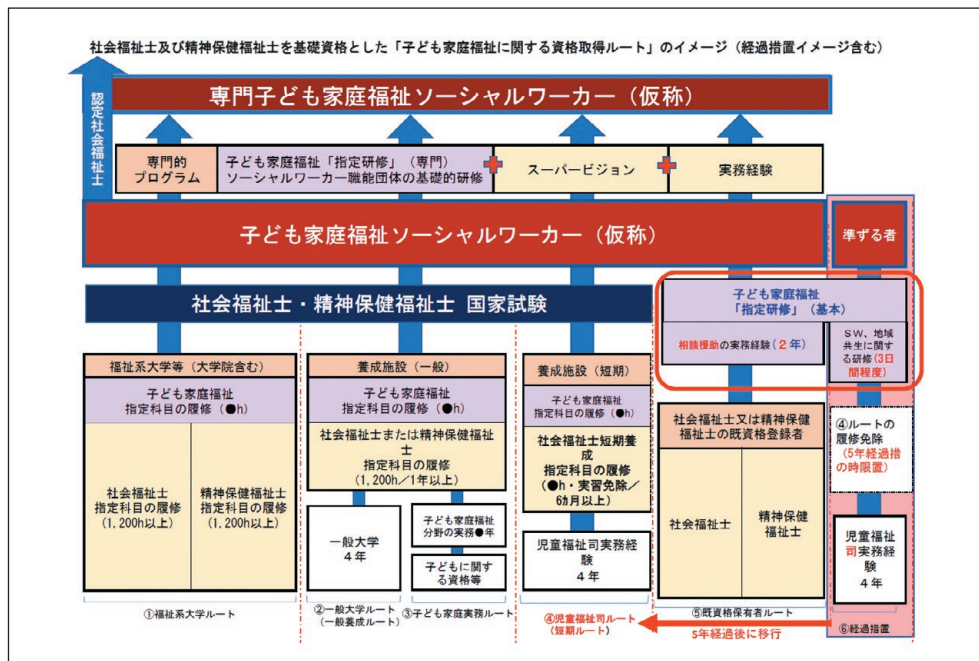
日本ソーシャルワーク教育学校連盟の立場から

白澤： 昨今、児童相談所が関係しているにも関わらず子どもの命が失われる事件が起こっています。児童相談所の児童福祉司の約半数が社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者ですから、それらを養成する団体としては慚愧に堪えません。我々には子どもの命と成長を支える専門職を養成する重大な責任があります。

頻発する児童虐待に対する専門職養成のあり方については3年ほど議論し、ソーシャルワーカー養成団体、日本社会福祉士会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本精神保健福祉士協会が一体となって取り組んでいます。一方、国は社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（以下、委員会）を立ち上げ、今年度中に子ども家庭福祉に関する資格創設の方向性を定める予定で、我々は厚生労働省（以下、厚労省）や委員会に意見表明のアクションを起こしている段階です。

2019年6月19日に成立した児童福祉法等の一部改正を機に、子ども家庭福祉に関する専門職の方向性を早急に固めることが決まりました。そして2020年の「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格のあり方その他資質の向上策に関するワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）」のとりまとめの中で、資格の枠組みについては「国家資格」と「上乘せの認定資格」が両論併記されました。また「経済財政運営と改革の基本方針2021」にソーシャルワークが記載され、ある意味ではソーシャルワークが大きな注目を浴びる

時代が到来しました。



我々は、社会福祉士や精神保健福祉士の共通科目の上に子ども家庭福祉の指定科目を乗せ、社会福祉士、精神保健福祉士資格を取得した人を子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)に認定することを考えています。私は、ワーキンググループでの両論併記は、ソーシャルワーカーの仕事内容の明確化につながったと思っています。社会福祉士や精神保健福祉士の共通科目にはソーシャルワークの科目が含まれているため、ソーシャルワーカーが行う仕事というコンセンサスを得たと考えています。そして国や委員会には、社会福祉士や精神保健福祉士の上に乗せる資格としてジェネラリストよりも上に位置づけること、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の認定を受けた人材が配置されたら加算や加配を行うことをお願いしたいと思っています。

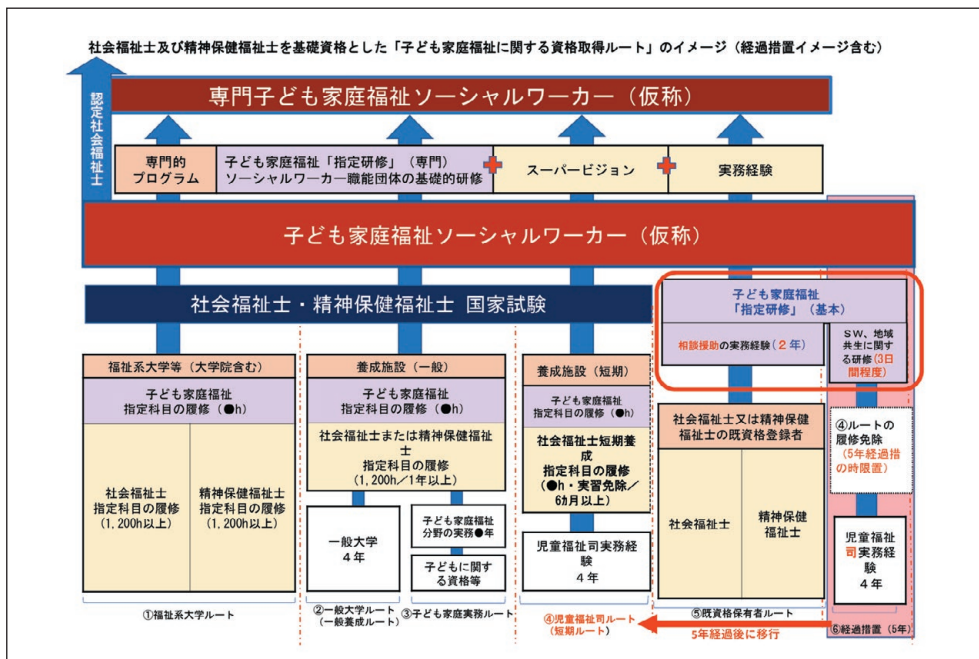
福祉系大学ルートまたは一般大学ルート等の学校教育の中で人材を養成するのが本来の姿なので、教育カリキュラムについては、社会福祉士や精神保健福祉士の課程に500時間程度の上乗せ課程を置き、さらに実習を追加する形をイメージしています。当然、社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得のために児童相談所の研修や実習を受けた場合は履修を一部免除する、スクールソーシャルワーカーの認定制度を勘案した科目構成にするなどして門戸を広げたいと思っています。

続いてジェネリックソーシャルワーカーについて申し上げますと、児童家庭福祉や貧困に対する支援、福祉サービスの組織や運営、保健医療や福祉等の社会福祉士の科目を上乗せ課程の中に増やすことによりジェネリックを担保し、さらに子ども家庭福祉に関する科目を履修する形を考えています。我々としてはソーシャルワークが注目を浴びている今、これを糧にして、自分たちの責任を感じながら一歩踏み込んだレベルの高い人材養成を進めていきたいと考えています。

西島： 私からは、職能3団体(日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会)からの提案として、児童虐待に対応できる専門の人材の育成についてお話しします。

基本的な考え方については、職能団体とソーシャルワーカー教育団体は共通の認識をもっていています。子どもが抱える様々な課題は子ども自身のみ起因するのではなく、子どもを取り巻く環境も要因になっています。複雑な要因から引き起こされる子どもの課題を解決するには、分野や制度を横断した幅広い知識に基づくソーシャルワークの専門的力が求められます。子どもの支援を強化する方法として、社会福祉士や精神保健福祉士の基盤の上に、子ども家庭福祉に関する内容を強化した上乘せの認定課程を置く等の仕組みを検討すべきだと思います。虐待をはじめ可及的速やかに対応しなければならない課題に対応するには、その方法が現実的かつ効果的だと考えます。

そして、子どもへの支援策を推進するため、子どもへの支援力を強化した社会福祉士及び精神保健福祉士を法令に明確に位置づけていただき、その配置活用が着実に進められるよう法整備をすべきと考えます。また虐待等の困難な事例に対応するには、児童相談所等における管理的な役割やスーパーバイザーが重要だと言われますが、これらの役割を担える人材として、既存の仕組みである認定社会福祉士を位置づけることを提案します。



続いて、社会福祉士、精神保健福祉士資格の取得者が「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)」「専門子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)」資格を取得するルートを提案します。

「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)」は、社会福祉士、精神保健福祉士の既取得者を対象に、2年程度の相談援助の実務経験に加え、養成校が実施する子ども家庭福祉指定科目の履修と同等水準となる子ども家庭福祉指定研修を修了することにより認定されるものを想定しています。この資格の位置づけは、子ども家庭福祉分野に従事する任用資格を想定しています。

「専門子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)」には、子ども家庭分野における知見はもとより、子どもと環境の接点に介在し、様々な制度・社会資源を活用しつつ課題解決を図るソーシャルワークの実践力が求められます。そのため、3年程度の実務経験に加え、職能団体が実施する基礎的研修プログラム、子ども家庭福祉に関する専門プログラム、スーパービジョンによりソーシャルワークの実践力を身につけ、虐待と高度な課題に対して専門的支援ができる力を養い、課程を修了することで認定されることを想定しています。

また児童福祉司として4年程度の実務経験がある人は、時限的な経過措置として、社会福祉士、精神保健福祉士資格を取得していない現任者に準ずるとみなし、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の資格取得にあたっては、ソーシャルワーク・地域共生に関する研修(3日程度)、子ども家庭福祉に関する指定研修を修了することで認定されるような内容を考えているところです。この経過措置については、制度開始以降の資格取得者数や子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの配置状況等を把握いただき、早急に社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得者が児童福祉司になる仕組みを確立すべきと考えています。

最後に、認定社会福祉士の制度と活用についてお話しします。認定社会福祉士は、国の福祉部会での検討、国会の附帯決議により創設されたより専門的な知識及び技能を有する社会福祉士として認定される仕組みです。第三者機関として新たに設立された認定社会福祉士認証・認定機構が、個人認定や研修認定スーパーバイザーの審査登録を行っています。認定社会福祉士の役割は、複数かつ複雑化した課題への対応、組織内でのリーダーシップの発揮や指導、他職種連携等です。高齢分野等6分野で認定が行われます。認定社会福祉士制度における実践力養成の3つの柱として、実務経験目標、スーパービジョン、研修を位置づけています。認定要件には、相談援助の実務経験5年以上、認証された研修の受講等があり、その中でスーパービジョンを受けることが求められています。認定社会福祉士は児童相談所等の管理的役割やスーパーバイザーを担える人材であり、その配置活用が進むよう明確に位置づけていただきたいと考えています。

3

福祉系大学経営者協議会の立場から

丸山: 私からは、養成校の立場から新たな専門資格をつくる動きをどう評価するか、そして専門職の「なり手」の確保に必要なことをお話しします。

昨今、児童虐待相談対応件数が急増し、2021年8月に厚労省が発表した速報値では20年前の11.5倍以上の数でした。虐待の質も変化し、現在5割以上を占めているのは心理的虐待です。児童相談所は都道府県、政令指定都市、中核市に配置され、児童福祉司はおよそ3,500人で、児童福祉司が行う虐待の相談対応は年間で1人当たり約60件にのぼります。しかも虐待問題は継続的な対応が必要で、虐待相談は児童相談所が行う相談業務の一部です。また、児童虐待死は年間約350人発生しているとされ、その多くが見逃されている可能性があります。この状況下で「見抜く力」「対応力の厚み」「切れ目のない支援」が求められていると言えます。

そうした中、今後必要なことが3点あると考えます。1つ目は研鑽と経験を積む等の能力アップ、2つ目は多忙を極める事態解消のために加配や処遇加算を行うこと、3つ目は市民のエンパワーメント、いわばセーフティネットの強化です。

虐待の第一発見者の多くは近隣知人なので、社会保障の社会的基盤と市民的基盤の再構築という課題を本気で考える必要があります。私たち福祉系大学は、市民に対する啓蒙と伴走型支援のスキルの普及・向上を担う地域の拠点となることが使命だと考えています。

また、専門職の「なり手」の確保については、児童相談所への実習等の機会確保の厳しさや進路の狭さ、職務内容の公開情報の乏しさ等がネックとなり、公務員職の一つとして進路対象になる側面を払拭できていません。高校訪問でスクールソーシャルワーカーの資格取得を訴求した際、進路指導の先生が「正規職員の採用はあるのでしょうか」と心配されました。生徒は、それでもスクールソーシャルワーカーになりたくて福祉系大学を受験します。なぜなら、基盤である社会福祉士(ソーシャルワーカー)の「先の尖った資格」だからです。社会福祉志向の生徒は、生涯の職となっても構わないし、社会福祉士が担う業務間の異動もありうる職であっても、一定期間貴重な経験が積めることを好意的に受け止めています。つまり、社会福祉士の基盤を“強くできない”資格は福祉系学部に入學する動機にならないわけです。

先日、Twitter広告を用いたテストマーケティングの勉強会で学んだのですが、人との対話、ふれあいに親和性を持つ高校生を福祉系セグメントと捉えた時、高校生の反応率が高いワードは「飢餓、ユニセフ、ビーガン、エシカル、ユニバーサルデザイン、ジェンダー、貧困、フェアトレード」で、反応率が低いのは「地域貢献、ボランティア、町おこし、地域活性化」なのだそう。その意味では、子どもの人権や生死に関わる重要な課題に立ち向かう仕事で、貧困・飢餓等の世界的なテーマとも関連する児童虐待への対応を主とした子ども家庭福祉分野の充実には、福祉系大学の経営的な負荷を上回る効果があると思います。

これらを踏まえ、児童虐待に立ち向かう専門職の資格化の動きを高く評価したいと思います。大学としては、社会福祉士、精神保健福祉士の上乗せ資格となることが条件です。また経営の立場としては、子ども家庭福祉分野の充実は人事・カリキュラム・施設設備の増加を伴うため、同時にリカレント教育への投資価値を高めるものとして機能できることが条件ではないかと思っています。

市川： 3名のご意見を伺って、山縣先生よりコメントをお願いします。

山縣： 白澤会長が言われたように、ソーシャルワークが注目を浴びている時代において、「ソーシャルワークとは一体何なのか」という疑問に私たち委員会が明確な答えを用意すべきだと感じました。また丸山会長が提案された3点については委員会も意識しており、引き続き考えさせていただきます。西島会長が話された認定社会福祉士の配置活用については、委員会で十分に議論できていない状況です。他の選択肢も含めて検討中ですので、今後の議論の参考にしたいと思います。

西島： 大学の上乗せ課程で子ども家庭福祉に関する基礎的な知識を身に付け、虐待対応等のソーシャルワーク実践は卒後教育として職能団体で行っていかねばいけないと思います。専門子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）はまさにそれで、大学でソーシャルワークと子ども家庭福祉の知見を学んだ人を基礎研修やスーパービジョンを通してより実践力の高い人材として育成できればと考えています。

市川： 白澤会長に「市民の視点から見て、ジェネリックな福祉の国家資格について、社会福祉士と精神保健福祉士の2つが存在する現状は理解しにくいと思います。その上に子ども家庭福祉士が国家資格化される事態は、資格が乱立しさらに分かりづらくなると思うので上乗せ資格の案は支持されると思います。他方、ソーシャルワークの資格の一本化についてはどうお考えでしょうか」との質問がありましたので、お答えいただけますか。

白澤： 精神保健福祉士の科目に社会福祉士の科目を乗せているのは、社会福祉士のジェネリックな部分を学んでほしいというメッセージだと思います。子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの資格を取得する場合は、ベースとなるソーシャルワークを学んでいただきたいと考え、社会福祉士、精神保健福祉士を取得している前提で議論しています。私は、将来的には国家資格は社会福祉士、精神保健福祉士以外ソーシャルワーカーは要らないと思っています。ベースの国家資格は1つで、その上に様々な認定制度がある仕組みにしていくべきではないでしょうか。

国家資格と我々が考える上乗せ資格との大きな違いは、学校教育だけではなく、卒後教育も含めた体系化を考えている点です。これが職能団体とソーシャルワーカー養成団体が一緒に取り組んでいる最大の特徴です。今後、医療職や福祉職はさらに需要が高まりますが、人材は不足しています。国は、様々な資格を共通科目化してお互い仕事の行き来ができる仕組みをつくらうとしています。我々はその方針に従い、社会福祉士、精神保健福祉士の法改正をしてきたし、今回のテーマもまさに現在の人材をうまく活用するための議論です。介護福祉士と社会福祉士のような関連性が高い職種の間関係性だけでなく、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）は保育士養成とソーシャルワーカーの養成を近づけていく、あるいは既に我々が行って

きているスクールソーシャルワーカーの認証をさらに発展させていきたいと考えています。

市川： では最後に、丸山会長よりアクションプランをお話いただけますか。

丸山： どのような資格制度になっても、大学はカリキュラム爆発を起こさないようにすることに留意しなければなりません。学生の履修の点でも混乱を招きますし、科目を配置する以上、人員配置を含めて十全な対応が必要となるため、効果的かつ合理的にできる仕組みを考えなければなりません。私どもとしては、カリキュラムの共通項を増やす(科目の読み替えを増やす)と共に、上乘せ資格を想定してアクションを起こしていきたいと思っています。

地域では児童虐待への関心は高いですが、児童相談所の仕事内容や課題についてはまだ理解が広がっていません。福経協でもセミナーを開くなどして共通認識を広げていきたいですし、共同で伴走型支援の認定制度をつくれなかと考えています。さらには情報の取り扱いが難しいですが、広い意味での福祉データのデータサイエンスを担い、市町村レベルの子ども家庭総合支援拠点の取り組みに対して政策的な提言ができるよう福祉系大学をより強くしていきたいと思っています。

市川： 本日皆さんから感じたのは、ソーシャルワーカーの社会的地位、使命・役割を強化し、それを育てる体制をつくってほしいという熱い思いです。具体的に進める上で貴重なご意見が伺えたと思います。ありがとうございました。